

2004年度

高校生の修学保障に関する アンケート調査のまとめ

2005年 5月 19日

日本高等学校教職員組合

目 次

2004 年度高校生の修学保障に関するアンケート調査の結果について

2005 年 5 月 19 日 日本高等学校教職員組合中央執行委員会 … 1

高校生の修学保障に関するアンケート調査のまとめ

- I. 調査の概要 … 5
- II. 調査結果のまとめ
 - 1. 授業料等の納入金について … 6
 - 2. 授業料滞納の状況について … 10
 - 3. 授業料滞納者への対応について … 11
 - 4. 経済的理由による高校生活への影響について … 13
 - 5. 授業料減免制度について … 15
 - 6. 奨学金制度について … 16
 - 7. 修学奨励金等について … 19
 - 8. 地方自治体の独自施策について … 19
 - 9. 高校生の就修学保障に必要な制度の改善、新たな施策 … 19
 - 10. 担当者として感じること … 20

高校生の修学保障に関する調査用紙 … 22

2005年5月19日

高校生の修学保障に関するアンケート調査の結果について

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

日高教は2005年1月、日高教傘下の高教組を通じて、「高校生の修学保障に関するアンケート」を実施しました。調査は、各道府県・政令市から抽出した全日制普通科3校、職業科1校、総合学科1校、定時制1校を対象に実施し、18道府県・3政令市65校(生徒数111,453人)から回答が寄せられました。以下は、この調査結果をまとめたものです。本調査は、憲法・教育基本法を守り、生かすという立場に立ち、小泉「構造改革」から生徒の学習権を守り、教育の機会均等を保障するために、修学保障と教育費の父母(保護者)負担軽減を求めるとりくみの一環として実施したものです。

調査結果の特徴

調査では、04年度1年生の初年度学校納付金が、24万円をこえる学校が15校あり、最高で33.5万円にもなっていることが明らかになりました。その他の納付金的なものを加えると、実際の父母負担は、それ以上のものです。授業料の基準とされる地方交付税算定の基準となる単位費用は、全日制年額115,200円・定時制年額31,200円にもなっています。また、教科書代も平均で17,000円にもなっています。各学校では各種納付金の多くを父母負担でまかなっており、その中には本来学習等に不可欠で公的費用とすべき施設整備費や空調費等の納付金的な費用も多くあります。

この調査は、日本の未来を左右する極めて公共性の高い高校教育に「受益者負担主義」を持ち込む教育行政の教育政策の貧しさを告発するものとなっています。また、各種寄付金、修学旅行費用、制服代などについても、それぞれ父母負担を軽減する観点からの見直しも求められています。

1. 授業料等の教育費父母負担について

(1) 授業料は、年額11万円をこえる

公立高校の授業料の基準額(地方交付税算定の基準となる単位費用)は、全日制が月額9,600円(前年度比300円増)、定時制が同2,600円(前年度100円増)で、ともに3年ぶりに値上げされています。約半数の県・政令市では基準額より低く据え置いています。また、大阪府は昨年から月額12,000円と04年度の総務省基準額もこえ、全国的に突出した状態が続いています。

(2) 初年度納付金総額30万円をこえる学校も

授業料以外の学校納付金は、PTA会費・生徒会費、修学旅行積立金ですが、PTA会費は1,440円台～16,800円(平均 全日制6,326円、定時制5,248円)、生徒会費は、600円～20,500円(平均全日制7,336円 定時制4,769円)です。また修学旅行積立金は総額で、40,000円～154,000円(平均 全日制90,453円 定時制76,945円)です。教科書代は、5,240～95,000円(平均 全日制17,040円 定時制17,084円)になっています。これ以外にも、教育振興費、部活振興費、学年費、進路指導費、教材費、空調費等「その他の納入金」が多くあります。さらに「入学時の制服代」は、男子平均47,896円(2,800～88,630円)、女子平均56,994円(16,510～91,530円)になっています。これらを加える

と、高校入学に伴う諸経費は、授業料の2～3倍の額となり、最高額は、335,000円(全日制平均216,020円、定時制124,199円)になっています。この他に、通学費や部活動に要する経費などを加えると、公立高校に一人通わせるだけで、相当な家計負担が強いられていることがわかります。

(3) 深刻な授業料滞納状況

04年12月末現在で、「03年度分の授業料滞納」は0.1%、「1カ月滞納」は1.9%、「2カ月滞納」は0.6%、「3カ月以上の滞納」は0.8%で、滞納者計で、全日制3.1%、定時制7.6%と、定時制の滞納率は、全日制に比べ2.4倍以上にもなっています。また滞納者数の多い学校から経済的理由による退学者が複数でているなど、家庭の経済状況の困難を抱える生徒が特定の学校に集中しており、学校格差が経済格差に連動していることも見てとれます。

2. 経済的理由による退学、修学旅行不参加について

経済的理由による退学は、02年度8人、03年度2人、04年度11人と少ないようにみえますが、経済的理由であっても、「進路変更」「一身上の都合」と書かれることが多く、実際は数字よりかなり多いと考えられます。授業料滞納者に対する教育行政と学校の指導については、多くの地域で学校管理規則等に出席停止や除籍の規定がありますが、実際に処分される例は少ないことが明らかになっています。

経済的理由で修学旅行をとりやめた生徒は、02年度11人、03年度22人、04年度30人と増えてきており、その内6校では、ここ3年来初めて修学旅行を断念した生徒がでています。各学校では、さまざまに工夫して参加できるようにしていますが、それでも参加できない生徒がおり、参加費用の問題等抜本的な検討が必要です。

3. 授業料減免制度について

(1) 急激に増える、授業料減免者数

02年度2,592人(全日制7% 定時制5%)、03年度3,398人(全日制9%、定時制14%)、04年度3,927人(全日制10%、定時制18%)と、806人～529人増というように授業料減免者数は、急激に増えてきています。中には、3割～4割の減免者がいる全日制高校もあります。このことは、保護者の家計の困難を如実に示すものです。また、減免制度の内容や手続きを説明する「しおり」は、8割近くの学校がつくっており、入学説明会で全保護者に説明しています。また11校では、重ねて最初のHRで説明しており、各学校では丁寧なとりくみがされています。

(2) 収入基準の緩和と添付書類の簡素化を願う多くの声

減免制度の改善にむけての要望は、「家計基準の緩和」・「添付書類の簡素化」が4割をこえ、「減免適用の遡及」も2割あります。授業料滞納者や経済的理由による退学者を未然に防ぎ、担当者の実務を軽減するために、これらの制度の問題点の完全と減免枠(予算)の増加を求めます。

4. 奨学金制度について

(1) 500人単位で増える奨学金受給者

02年度1,095人(2.9%)、03年度1,549人(4.1%)、04年度1,990人(5.4%)と、毎年約500人受給者が増えています。これは、授業料減免者数の急増と対をなすものです。

その中で、「緊急に改善すべきこと」については、「添付書類の簡素化」が、昨年調査校でも4割

をこえ、今年は 57% で、担当者の実務の困難が一番に上げられています。次いで「年度途中の申請」が、35% あり、保護者の経済状態の悪化が日々進行していることが読みとれます。また、「成績基準をなくす」も 26% あります。家庭の経済格差が成績差につながっていることはよく知られていますが、成績基準の緩和は、「家計収入基準の緩和」(23%) とともにこのような事態を少しでも改善することになります。また、「貸与制から給与制にかえる」は、25% あり、貸与制のために手続きを止める生徒も報告されています。貸与制は、生徒をローン漬けにしかねないものであり、給与制にするのは国際的な常識でもあります。

「緊急採用奨学金制度」により、対象になった生徒は、02 年 13 人、03 年 28 人、04 年 28 人となっていますが、この制度の拡充が必要です。

(2)無利子の第 1 種希望者の多くを切り捨てる「大学・専門学校などの予約奨学金制度」

「大学・専門学校などの予約奨学金制度」の第 1 種希望者は、849 人、内定者は 368 人と 481 人が切り捨てられ、有利子の第 2 種希望者は、807 人、内定者は 904 人となっています。高等教育無償にむけた第 1 種希望者わくの拡大が検討されてしかるべきです。「予約奨学金制度の問題点」については、「ゆとりをもった募集期間を」「募集期間を遅くする、延長する、2 学期にも募集を」と求める声が多くあります。

5. 担当者の声

調査では、生徒・保護者の状況や、滞納者の指導、減免・奨学金の仕事を通じて担当者を感じていることについて、尋ねています。

生徒や保護者の状況については、「リストラなどで失業、自営業者の大幅収入減などで減免や奨学金を必要とする生徒が急増し、係の仕事も多忙化が著しい」「離婚・失業などで年度途中からの減免者が増えている」「学校間で大きな格差がある」「減免対象者は 7 割が母子家庭」「3 割をこえる保護者が、何らかの手だてをしないと学校納入金が入らない」「大学へ進学したくても、家の経済的理由で断念したというケースが増えている」等保護者の容易ならざる家計の実態が報告されています。また、「以前に比べるとサラ金等のローン返済が多くなっており、それに伴い、自己破産や債務整理のケースが増えている」という指摘もあります。さらに、「なかなか保護者と話ができない」「期限を決めて納入日をお願いするが、約束はなかなか守ってもらえないし、困っている。」「納入期日に払い込まれない」「滞納が続く生徒には、減免制度や奨学金制度のチラシを配るのですが、全く担当者に返事がない」など保護者の経済的困難の深刻さと戸惑いがうかがい知れます。また、「お金の使途の優先順位が変になってきている」等生徒や保護者の意識の問題も指摘されています。

学校のあり方についても、「未納者への対応が、担当者だけでなく先生方からも協力を得ることができ大変助かっている」という一方で「家庭の経済状況をわかっていない。例えば修学旅行に 10 万円をこえる場所を計画したり、安易な模試の設定など、教育と名が付けば親はお金を出すと知っている」という厳しい指摘もあります。

6. 高校教育無償化に向けて

授業料減免者、奨学金受給者の急増の背景にあるのは、保護者の「失業、転職、低所得、事業収入減、破産、失踪」等の広がりです。これらの家庭の状況にこころを寄せ、父母負担軽減を政府・自治

体に求めるとともに、各学校でできることを議論することが必要です。

本調査結果は、「小泉構造改革」がもたらした高校生の修学困難を浮き彫りにしました。次代を担う高校生が安心して学習できる環境を整えるのは、社会の責務であり、政府の責任です。「小泉構造改革」は、この本来の公共的責任をあいまいにし、かつ「受益者負担主義」という名のもとに経済的な困難をきたしている弱者にむちうつ政策に固執しています。

日本政府は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権規約）A規約第13条「中等教育、高等教育の無償教育の漸進的導入」を留保しています。その理由に、「後期中等教育及び高等教育に係わる経費について、非進学者との負担の公平の見地から、当該教育を受ける学生等に対して適正な負担を求めるという方針をとっている。・・・なお、後期中等教育及び高等教育に係わる機会均等の実現については、経済的理由により修学困難な者に対する奨学金制度、授業料減免措置等の充実を推進している。」（国連社会権委員会への日本政府の第2回定期報告書-2001年6月）と回答していました。

しかし同年9月、この第2回定期報告書に対して、国連社会権委員会は、「最終見解」で、「主な懸念される問題」として、日本政府が実際に13条の権利を「かなりの程度実現しているという理由に基づいて、留保を撤回する意図が無いことに特に懸念を表明する。」とし、「提言及び勧告」として、A規約第13条の該当部分の「留保の撤回」を求めています。政府は、この厳しい勧告に対して国連社会権委員会に2006年6月30日までに回答することが義務づけられています。

教育行政は、憲法第26条「教育を受ける権利」、教育基本法第3条「教育の機会均等・修学援助」、同第10条「行政の教育条件整備義務」に基づく、高校授業料の引き下げ、減免措置・奨学金制度の拡充など父母負担軽減をすすめる責務を負っています。

日高教は、「小泉構造改革」から子どもと教育を守るために国民のみなさんと共同するとりくみをすすめとともに、国際人権規約（A規約）第13条の留保項目を撤回させ、欧米なみの高校教育の無償を実現するために力を尽くすものです。

高校生の修学保障に関する アンケート調査のまとめ

I 調査の概要

1. 調査の趣旨

次代を担う高校生が安心して学習できる環境を整えたいとだれもが願っています。憲法・教育基本法は、教育を受ける権利とそのための修学保障を規定しています。

しかし、「構造改革不況」が続くなかで、高校生の修学状況は大変になってきています。このような状況の下で、高校生の修学保障をはかる上での課題を明らかにするために本調査を実施しました。

2. 調査の対象

- (1) 日高教組織のある 26 道府県・4 政令市の公立高校
- (2) 各道府県・政令市で、全日制 5 校（普通科 3 校、職業科 1 校、総合学科 1 校）および定時制 1 校を抽出。

3. 調査の方法

- (1) 調査用紙にもとづくアンケート方式
- (2) 回答者：各校の授業科担当事務職員または教員

4. 調査の実施時期

2005 年 1 月（2004 年 12 月末日段階の調査）

5. アンケート回収状況

- (1) 対象 26 道府県・4 政令市のうち、以下の 18 道府県・3 政令市から回答が寄せられた。
北海道、青森、秋田、茨城、埼玉、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、京都府、和歌山、島根、山口、香川、佐賀、長崎、横浜市、京都市、大阪市
- (2) 回答校数
公立 65 校（道県立 45 校、市立 9 校；全日制 54 校、定時制 11 校）
- (3) 対象生徒数
2002 年度 37,219 人（全日制 35,355 人、定時制 1,864 人）
2003 年度 37,463 人（全日制 34,842 人、定時制 2,621 人）
2004 年度 36,771 人（全日制 34,284 人、定時制 2,487 人）

調査対象総数 111,453 人

Ⅱ 調査結果のまとめ

1. 授業料等の納入金について

〈 授業料・第1学年の年額 〉

〔全日制〕	111,600 円	北海道、秋田、長野、岐阜、滋賀、京都府、京都市、和歌山、山口、香川
	112,800 円	佐賀・長崎（03年111,600円）、
	115,200 円	青森（03年108,000円）、茨城・埼玉・新潟・静岡・愛知・島根（03年111,600円）
	144,000 円	大阪府
〔定時制〕	30,000 円	岐阜、滋賀
	30,480 円	長崎（03年30,000円）
	31,200 円	青森（03年28,800円）、埼玉・愛知（03年30,000円）
	1,500 円（1単位あたり）	佐賀

参 考 資 料

上記以外の都府県の授業料は以下の通り。2004年度の基準額（地方交付税算定の基準となる単位費用）は、全日制が年額115,200円（前年度比3,600円増）、定時制が同31,200円（同1,200円増）で、共に3年ぶりに引き上げられた。（『内外教育』2004年10月15日付より）

〔全日制〕	108,000 円	鳥取
	111,600 円	宮城、福島、栃木、東京、福井、奈良、福岡、沖縄
	112,800 円	三重、徳島、熊本、大分、宮崎、鹿児島
	115,200 円	岩手、山形、群馬、千葉、神奈川、富山、石川、山梨、兵庫、岡山、広島 愛媛、高知
〔定時制〕	10,800 円	山口
	13,800 円	京都、奈良
	14,400 円	和歌山
	15,000 円	北海道、
	21,000 円	山梨、静岡
	24,000 円	福島、香川
	25,200 円	島根、
	26,400 円	大分
	27,600 円	三重、広島
	28,800 円	鳥取、福岡、
	30,000 円	宮城、秋田、栃木、東京、福井、長野、大阪、熊本
	30,480 円	宮崎
	30,600 円	鹿児島
	31,200 円	岩手、山形、茨城、群馬、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、兵庫、徳島、 愛媛、高知

〈 授業料以外の学校納付金（年額） 〉

	教科書代	PTA 会費	生徒会費	修学旅行積立総額
全日制平均	17,040 円	6,326 円	7,336 円	90,453 円
最低額	5,560 円	1,440 円	600 円	40,000 円
最高額	95,000 円	16,800 円	20,500 円	154,000 円
定時制平均	17,084 円	5,248 円	4,769 円	76,945 円
最低額	5,240 円	2,400 円	1,000 円	55,560 円
最高額	59,405 円	10,000 円	8,400 円	100,000 円

〔旅行先別費用〕 全=全日制 定=定時制 普=普通科 職=職業科 総=総合学科

○北海道 72,900 円（大阪市・全普）、73,000 円（大阪市・全普）、88,000 円（滋賀・全総）、85,000 円（香川・全職）、92,334 円（山口・全普）、95,000 円（長野・全職）、97,000 円（香川・全職）、99,000 円（佐賀・定職）、100,000 円（京都府・全普）、118,800 円（香川・全職）、122,000 円（佐賀・全普）

○沖縄 67,000 円（大阪市・全職）、70,000 円（長野・全職）、73,000 円（和歌山・定普）、76,000 円（京都市・全普）、80,000 円（岐阜・全普、全職）（埼玉・全総）（横浜市・全普）（京都府・全普）（和歌山・全総）、90,000 円（茨城・全普）（滋賀・全普）、100,000 円（岐阜・全普）（滋賀・全普）、107,600 円（埼玉・全普）、120,000 円（青森・全職）、147,000 円（スキー教室費も含む）（新潟・全普）、154,000 円（横浜市・全職）

○関西方面 50,000 円（埼玉・全普）、60,000 円（秋田・全普）（埼玉・定普）、70,000 円（静岡・全普）、80,000 円（青森・定職）、105,000 円（北海道・全普）、110,000 円（北海道・全普）、120,000 円（青森・全総、全普）、

○九州 69,400 円（愛知・全総）、60,000 円（愛知・全普）

○東京 90,000 円（香川・全定職）

○長野 64,717 円（愛知・全普）、65,000 円（和歌山・全職）、70,000 円（大阪市・定職）78,000 円（長崎・定職）、112,000 円（埼玉・全普）

○新潟 70,000 円（和歌山・全普）

○海外 中国 87,000 円（岐阜・全総）、117,000 円（佐賀・全職） 韓国 120,000 円（島根・全普）、96,000 円（長崎・全普） マレーシア 97,000 円（香川・全職）

○実施しない 青森・全普、山口・定普

〔その他の各学校ごとの納付金〕

課程	学科	納付金的な費用
全日	普通	文化体育振興会費 20,000 円、進路振興費 2,400 円
全日	普通	体育文化部振興費 10,080 円、パソコン教材費 1,000 円
定時	職業	部活動後援会費 10,000 円、設備費 1,000 円
全日	職業	後援会賛助費 15,000 円、就学諸費 23,300 円
全日	普通	教材費 17,296 円、課外活動費 20,000 円、進路指導費 3,700 円
全日	普通	後援会費 9,000 円、(財)後援会協賛金 13,600 円、進路指導費 10,000 円、模擬試験代 14,800 円
定時	普通	後援会費 6,000 円、(財)協賛金 3,000 円、給食費 4,500 円
全日	普通	部活動費 18,000 円、特別教育活動振興費 9,600 円、同窓会費 1,800 円、高文連費 300 円、高体連費 550 円、家庭クラブ費 720 円、進路費 3,000 円、衛生協力費 1,200 円
全日	普通	教育活動費 6,000 円、進路指導費 6,000 円、部活動後援会費 15,600 円、後援会費 12,000 円、学年費 11,340 円
全日	普通	教材費 10,191 円
全日	普通	後援会費(年)33,000 円
全日	普通	後援会費 13,800 円、施設充実費 6,000 円、教材費・進路指導費・図書館充実費 合計約 50,000 円
全日	総合	施設設備充実費(年)12,000 円、年度当初学年費 29,000 円、後援会費(年)18,000 円。
全日	普職	P T A 基金 500 円(1～3 年)、後援会費 9,000 円(1 年生)
全日	普通	教材費(年)3,600 円、部活動(年)6,000 円
全日	職業	年額:実習教材費 4,560 円、後援会費 2,400 円、同窓会費 2,160 円、部活動振興会費 3,600 円
全日	職業	部活動振興費 5,000 円
全日	職業	学校安全会 1,260 円、高体連等負担金 700 円、クラブ後援会 2,000 円、芸術鑑賞費 1,880 円。
全日	普通	環境整備費(年)3,600 円、部活動後援会費(年)6,000 円、学年費 20,500 円、P T A 入会金(1 年のみ)
定時	職業	教育振興費 6,600 円、学年諸費 11,640 円、給食費 5,500 円
全日	総合	部活費(年)6,000 円、冷暖房費は学年積立金の中から。
全日	職業	部活動振興費 4,800 円
全日	普通	進路指導費 6,000 円、教科外活動推進費 6,000 円、図書費 2,400 円、後援会費 9,600 円、学年会費:1 年 44,000 円、2 年 25,000 円、3 年 38,000 円
全日	職業	教育振興費 6,000 円、図書費 2,400 円、後援会(環境整備費)9,960 円、学年費 59,990 円
全日	総合	教育振興費 4,800 円、野外活動費(1 年)33,000 円、学年費 1 年:9,550 円、2 年:10,850 円、3 年:35,400 円
全日	普通	教育諸活動(年)7,800 円、部活動後援会費(年)1,200 円
定時	職業	一括徴収金(実習服、体育用品、教科書、その他):電子機械科 34,000 円、建築科 27,000 円、教育振興費(年)6,000 円、給食費(年)58,440 円
全日	普通	教育振興費(年)9,600 円、学年費(年)1 年 57,550 円(修学旅行積立兼)、2 年 46,800 円(修学旅行積立兼)、3 年 16,100 円(卒業時費用兼)。
全日	普通	生徒会入会金 3,000 円、諸経費 1 年:12,250 円、2 年:11,650 円、3 年:20,850 円、教育振興会会費 3,000 円
全日	総合	後援会費 3,000 円、同窓会費(3 年)3,000 円

課程	学科	納付金的な費用
全日	普職	芸術鑑賞費 1,200 円、進路指導費 1,000 円、教育振興費 5,000 円
全日	普通	学年費 14,350 円、進路指導費 900 円、日本スポーツ振興センター会費 1,071 円、学校保健検査料 500 円、高体連高文連会費 650 円、後援会費 3,600 円
全日	普通	預り金 8,710 円
全日	職業	教育諸費 1,000 円、学級費 6,000 円、実習材料費 1・3年 2,000 円 2年 3,000 円、教育後援会費 3,500 円、同窓会費 1,000 円
全日	普通	生徒諸費(学級行事、健康会、生徒手帳他) 11,630 円、同窓会 1,500 円
全日	普職	生徒費(年) 14,700 円～16,800 円、後援会費(年) 2,000 円
全日	職業	実習用その他 34,685 円～54,755 円(科によって違う)
全日	普職	生徒費 平均 14,000 円
定時	職業	教育援助費 3,000 円、生徒費 18,000 円
全日	普通	クラブ振興費 4,560 円、図書費 1,000 円、施設整備費 3,030 円、保健費 200 円、体育文化後援会費 3,240 円、教材費約 17,000 円
定時	普職	図書費 700 円、給食費(夜間部のみ) 4,920 円、(入学時のみ)クラブ振興費 7,000 円、入学寄付金 10,000 円
全日	普職	設備整備費(年) 3,600 円、部活動助成費(年) 8,400 円、進路指導費(年) 6,000 円
定時	普通	定時制教育振興費(年) 15,600 円
全日	普通	教材費(年) 10,000 円、部活動振興費(年) 8,400 円、進路指導費(年) 6,000 円
全定	職業	教材費約 30,000 円、部活動後援費 3,000 円、進路指導費 1,500 円
全日	職業	部活動助成費 4,200 円、体育文化費 5,400 円、進路指導費 1,500 円
全定	職業	進路指導費 3,500 円、入学金 5,650 円、日本スポーツ振興センター共済掛金 1,260 円、高体連会費 530 円、高文連会費 800 円、高P連会費 200 円、高P連会館運営資金 350 円、安全互助会負担金 600 円
定時	職業	給食(副食)費 3,400 円、同窓会館維持費 100 円
全日	普通	教材費 64,735 円(年)、体育後援会 19,200 円、文化後援会 3,600 円、空調関係 8,400 円、同窓会永久会費 13,000 円(3年間)
全日	職業	同窓会館費 12,000 円、部活動助成費 3,000 円、部活派遣費 18,000 円、進路指導費 3,600 円。
全日	総合	教育振興費 2,400 円、クラブ振興費 10,800 円、同窓会費 1,200 円、進路指導費 1,200 円。教材費は選択により金額が違う。
全日	普通	教材費 1年 : 7,290 円、2年 : 6,480 円、3年 : 5,290 円、体育文化後援会費 4,800 円、教育振興費 4,560 円、同窓会費 600 円、母の会費 1,800 円、アルバム代外(3年生) 15,600 円
定時	職業	教材費(実習服を含む) 29,368 円、各種検定料 5,735 円
全日	普通	進路指導費 1,800 円、厚生費 2,400 円、環境整備費 2,520 円、クラブ振興費 2,760 円、同窓会費 1,200 円

〔入学時の制服代〕

	男子(夏・冬)	女子(夏・冬)
平均金額	47,896 円	56,994 円
最低額	2,800 円	16,510 円
最高額	88,630 円	91,530 円

〔初年度納付金〕

全・定平均	196,963 円
全日制平均	216,020 円
定時制平均	124,199 円

制服なし…全日制 3校

2. 授業料滞納の状況について

【授業料滞納者数と全生徒数に対する割合】 2004年12月末現在

	1ヶ月(04年12月分)	2ヶ月(04年11月・12月分)	3ヶ月以上	03年度分	滞納計
全体	706人(1.92%)	221人(0.6%)	286人(0.78%)	32人(0.09%)	1245人(3.39%)
全日制	622人(1.81%)	183人(0.53%)	220人(0.64%)	30人(0.09%)	1055人(3.08%)
定時	84人(3.38%)	38人(1.53%)	66人(2.65%)	2人(0.08%)	190人(7.64%)

【滞納者の多い学校の例】

	課程	学科	1ヶ月滞納者数	2ヶ月滞納者数	3ヶ月以上滞納者数	03年度分滞納者数	滞納者数計	滞納者数 ／生徒数
埼玉	全日	普通	41	10	3	0	54	10.3%
島根	全日	普職	22	10	9	6	47	10.6%
滋賀	全日	普通	19	7	9	0	35	12.8%
埼玉	全日	普通	35	17	12	2	66	13.3%
茨城	全日	普通	15	0	0	0	15	16.0%
埼玉	定時	普通	3	1	2	0	6	10.0%
長崎	定時	職業	9	4	0	0	13	10.3%
山口	定時	普通	0	2	5	0	7	11.0%
青森	定時	職業	10	1	0	0	11	11.2%
滋賀	定時	職業	5	10	5	0	20	14.5%
青森	定時	普通	0	2	11		13	22.4%
愛知	定時	職業	26	9	4	0	39	26.1%

【長期滞納者の滞納理由】

○経済的理由

- ・長引く不況で収入が減少。またはリストラ、破産宣告など生活も困難な状況から、授業料までお金が回らない(青森・横浜市・和歌山・香川・長崎)
- ・父の事業収入の減少、父の転職による給与収入の減少(青森)
- ・失業、転職(大阪市)失業、離婚(茨城)
- ・生活が困窮している(秋田・大阪市・京都府・佐賀)
- ・サラ金等のローン返済が多い(埼玉・滋賀)
- ・リストラ、家庭崩壊(逃亡)(岐阜)
- ・家庭内のことなのではっきりわからないが、父母の仕事等の理由(リストラ、病気など)が考えられる(香川)
- ・主に生活困難世帯(授業料減免申請に係わる家計収入基準をわずかに超えている者)(山口)

○授業料滞納に対する保護者の意識

- ・金銭感覚のマヒ、浪費、低収入(埼玉・和歌山・愛知)
- ・保護者の授業料に対する関心が低い(関心がある保護者は減免を申請する)(埼玉)
- ・支払い能力があるにもかかわらず払わない場合が多い(山口)

○不登校

- ・定時制は現金納入のため、登校しない限り納入する機会がない(埼玉)

3. 授業料滞納者への対応について

(1) 道府県市教育委員会の方針・対策・学校への指導 授業料滞納に対する退学・出校停止などの条例・規則 条例・学則を根拠にした処分の有無

北海道

○北海道立学校条例

- ①督促は期限後 30 日以内 ②出席停止は督促後 14 日以内 ③退学は出席停止通知から 30 日経過。
…未納者に対しては学校が督促・催告を行う。未納による処分はなし。

青森

○青森県立学校学則 第 25 条(授業料滞納者に対する処分)

「納期限経過後 2 箇月に及んだ生徒に対しては、退学を命ずることができる」

…保護者への減免制度の周知徹底を図るため、入学者説明会などで減免制度の説明を行い、滞納者についても再度減免等について説明するなどの指導をする。県としても広報などで免除制度についての概要を載せて、申請を呼びかけている。
県教委では「この条項で生徒を退学させてはならない」と指導している。県内での例は今までのところない。

秋田

○秋田県立高等学校授業料等徴収条例 第 5 条

「正当の理由なく、定められた期間内に授業料を納付しない者に対しては登校を停止し、未納 15 日におよんだときはその学籍を除くことがある」…処分はなし。

茨城

滞納者に対するマニュアルがある

埼玉

○埼玉県立高等学校通則

授業料滞納者に対する処置の基準「授業料滞納者に対する処置は概ね次の手続きを経て行うものとする」滞納 1 ヶ月で督促。2 ヶ月で保護者招集。3 ヶ月以上は出席停止。5 ヶ月以上は除籍
…処分はなし。

横浜市

○横浜国立高等学校授業料等徴収条例 第 6 類財務第 3 章第 6 条

「授業料を期限内に納付しない場合には、2 週間以内にその保護者若しくは保証人に対して、期限を付して納付を督促しなければならない。前項の規定により督促をしても、なお納入しないときは、出席を停止し、又は除籍することができる」
…適用は今までなし。

岐阜

○岐阜県立高等学校管理規則 第 43 条の 3

授業料を納入しない生徒は、将来に向かっての入学許可の取り消し、すなわち除籍することになる。
…処分はなし

静岡

○静岡県立高等学校学則 第 38 条

「校長は、授業料を正当の理由なく納付しない者に対して、出席を停止し、又は除籍することができる」

長野

○長野県立高等学校授業料等の徴収に関する規則 第 10 条

「校長は、正当な理由がなく授業料又は受講料を滞納している者については、登校又は受講を停止することができる」…処分はなし

愛知

○愛知県立学校条例

第7条(退学)「校長は、正当な理由がなくて前条の規定による授業料、又は聴講料を納付しない者を退学させることができる」 第5条(入学許可の取消)「校長は、教育委員会規則で定める入学手続き(※入学料の納付)をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる」 内規「入学料および授業料の未納者の取り扱い」授業料(滞納6ヶ月退学)・入学料(5/30 入学許可取り消し)→聴聞手続きを経る。

滋賀

○滋賀県立学校の管理運営に関する規則

学則の準則 第36条「正当な理由がなく授業料を期限までに納入できない生徒については、校長は、その出席を差し止めることができる」
…処分なし。

京都府

学期を超えて未納の場合、除籍処分の文言はあるが、したことはない

京都市

○京都市立学校授業料等徴収条例 第6条

「学長、校長および園長は、授業料または保育料を滞納した者に対し、出席の停止または退学もしくは退園を命じることができる」
…処分はない。

大阪市

○大阪市 学校授業料幼稚園保育料に関する条例 第12条2

「前項の督促には1週間の納付期限を付するものとし、長期に渡って納付しない場合は退学させることができる」
…処分はなし

和歌山

○和歌山県高等学校規則 第26条第4項

「校長は未納が正当な事由なく納期限1ヶ月を超えるに至ったときは、その生徒の出席の停止を命じ、…出席の停止を命ぜられ1ヶ月に及びなお未納の者があるときは、除籍することができる」
…処分はなし

島根

○島根県立高等学校規程 第39条の4

「校長は、正当の理由なくして授業料を納付しない者に対しては、登校を停止し、若しくは除籍することができる」…処分はなし

山口

○山口県立××高等学校学則基準第32条第2項

「出席停止または除籍することがある」…処分はなし

香川

○香川県立学校の管理運営に関する規則第39条

「校長は授業料を滞納している生徒に対し、出席を停止させ、または退学をさせることができる」
…処分はなし

佐賀

○佐賀県立高等学校授業料等徴収条例

「督促の納付期限までに授業料を完納しない場合、授業を停止。授業料の滞納一月以上：諸証明の発行停止。三月以上：退学を命ずることができる」…処分はなし

長崎

授業料免除制度の活用。滞納に対する例規はない。

(2) 中途退学、卒業する際の生徒(保護者)への対応・滞納金の処理

- 校長室および事務処理的なことは「事務室」で説明し、滞納金は〇〇円でいつまでに(分割も含めて)納めてもらうか聴取。しかし、その「約束」を現実的には反故のケースも多い。(北海道)
- 滞納金は徴収し、過納金は返納。(青森)
- 授業料が納入されない限り退学することができないため、何とか納入するよう保護者をお願いをしている。また、卒業認定会議までには何とか納入されるよう指導している。(青森)
- 保護者を呼び出し、事務、担任、学年主任が滞納金について説明し、納付させた。(秋田)
- 徴収する。他の諸経費と相殺する。(茨城)
- 納入するまで退学させない、休学とした。何とか次年度に納入してもらった。(埼玉)
- 返済計画(誓約書)を提出させる。学年積立金残を充てる。(埼玉)
- 退学しても、在籍期間中の授業料は払わなければならないと説明し、保護者から徴収。積み立ての学年費から充当。保証人に連絡し、立て替えてもらった。(埼玉)
- 特例中の特例として、卒業(就職)してからも同窓会計(肩代わりした)に借金を返済。(岐阜)
- 担任・事務から連絡および家庭訪問して督促。それでも支払ってもらえないケースもあった。どう処理したかは不明。(滋賀)
- 退学あるいは卒業に際して、未納分の支払い計画書を保護者に提出してもらう。(大阪市)
- 納入確約書を書いてもらう(和歌山)
- 卒業後にも納入のお願いをし、全額納入していただいた。(山口)
- 担任が立て替えて払ったことをよく聞く。(香川)
- 旅行積立金から納入させた(佐賀)
- 直接会って説得して納めてもらっている。場合によっては約束通り納入がないため、電話連絡を数ヶ月継続することがある。(長崎)

4. 経済的理由による高校生活への影響について

〔経済的理由で退学した生徒数〕

退学者のあった学校	02年度	03年度	04年度
岐阜(全・総)	0	0	1
長崎(全・総)	0	0	1
島根(全・普)	0	1	0
滋賀(全・総)	1	0	1
茨城(全・普)	1	1	2
長崎(全・普)	6	0	0
埼玉(全・普)	0	0	3
和歌山(定・普)	0	0	3
合計	8人	2人	11人

経済的理由であるかどうか分からない…18校

【経済的理由で修学旅行参加を取りやめた生徒数】

修学旅行をやめた生徒があった学校	02年度	03年度	04年度
岐 阜 (全・総)	0	0	1
静 岡 (全・職)	0	0	1
滋 賀 (全・普)	0	0	1
京都府 (全・普)	0	0	1
山 口 (全・普)	0	0	1
島 根 (全・普)	0	0	2
青 森 (全・職)	0	1	0
香 川 (全・職)	0	1	0
大阪市 (全・普)	0	1	1
埼 玉 (全・普)	0	4	3
和歌山 (全・総)	0	4	6
和歌山 (全・普)	1	0	0
岐 阜 (定・職)	1	0	1
京都市 (全・職)	1	0	1
茨 城 (全・普)	1	2	3
横浜市 (全・普)	2	2	2
和歌山 (定・普)	5	7	6
合計	11人	22人	30人

【修学旅行費用を納入できていない生徒について】

修学旅行に参加させている	9校 (14.1%)
参加させない	21校 (32.8%)
その他	15校 (23.4%) <ul style="list-style-type: none"> ・積立金の状況により個別に対応 ・本人の意向 ・ケースバイケース ・実施時には納入している

【未納で参加させる場合の措置】

- 修学旅行自体、生徒の参加希望が半数を超えた場合のみ実施している。実施の際も強制参加ではない。(青森)
- 学校に来ていただき、納入時期等の確約書を提出してもらう。(長野)
- 年度末までに払ってもらう(岐阜)
- 授業料等という形で積立金として納入している。修学旅行までには授業料等は納入されている場合がほとんど。(香川)
- 旅行会社が未納者に対して督促。学校は直接タッチしていない。(和歌山)
- P T A等で貸付(京都府)
- 分割納付による(京都府)

〔その他、経済的理由による高校生活への影響〕

- 授業料未納で卒業対象者には卒業アルバムを一時「保護預かり」。未納解決の時に渡す段取りへ(H16年度から検討中)。(北海道)
- (保健室から見て)腰痛等で継続して治療が必要であっても、親に言えずに我慢してしまう。(静岡)
- クラブ活動に入りたいが入れない。(和歌山)

5. 授業料減免制度について

〔授業料減免者数〕

	02年全額	02年半額	02年合計	03年全額	03年半額	03年合計	04年全額	04年半額	04年合計
全体	2,403人	189人	2,592人	3,215人	183人	3,398人	3,686人	241人	3,927人
%			6.96%			9.07%			10.68%
全日制	2,316人	182人	2,498人	2,865人	165人	3,030人	3,264人	225人	3,489人
%			7.07%			8.70%			10.18%
定時制	87人	7人	94人	350人	18人	368人	422人	16人	438人
%			5.04%			14.04%			17.61%

(1) 減免制度の内容や手続きを説明する「しおり」の有無

減免制度を説明する生徒 (保護者)向けの「しおり」	ある	ない
	51校(81.0%)	12校(19.0%)

回答なし…2校

(2) 減免制度の説明

入学説明会で全保護者に説明している	59校 (93.7%)
最初のH・Rで説明している	11校 (17.5%)
問い合わせがあれば係が説明している	16校 (25.4%)
説明していない	0校 (0%)

回答なし…2校

(3) 現行制度の問題点

免除基準

- 授業料免除者のうち、46人が母子・父子家庭であることから、離婚により生計困難となった様子がうかがえる。母子・父子家庭は免除しやすいが、しかし両親がそろっている場合の免除基準が高く、免除されにくい実態もあるため、基準の緩和が必要と思われる。(青森)
- 生活保護費を算定基準にしている。その基準が下がれば減免を受けられない生徒が増える。滞納者も当然増える。(横浜市)
- 条件が厳しい(岐阜)
- 2005年1月から学校長へ減免権限全部委任。2005年度から生活保護制度改正により、生活保護事由による減免削除。(愛知)
- 申込者の申請および証明書類のみで許否が判断されているため、校長の意見書は提出するが、許否に活かされていない。収入を見る場合、世帯全員を含めるため、兄弟・祖父母まで含まれている。府立高校と基準が異なるため、兄弟で差が生まれている。(大阪市)
- 減免基準という保護者の基準所得割額が母子家庭(10万円)と父子家庭(2万円)で差。(香川)

申請の問題

- 毎年申請しなければならないこと。学校で状況の変化がないことで確認できないか。(埼玉)
- H17 年度からすべて校長承認になったが、基準をもっと簡素化すべき(公的な証明書と判断事由の統一)。(愛知)
- 提出書類が多すぎる(京都府・佐賀)
- 対象になることが書類~~レ~~切後にわかること。(和歌山)
- 事務処理(認定事務)が複雑である(佐賀)
- 制度を適用されると思われる家庭でも書類を提出せず、授業料を納めないところがある。幾度も書類提出を促しているが効果がない。添付書類は一定必要であり、簡素化にも問題がある。(長崎)

児童扶養手当の改正にともなう問題

- 児童扶養手当の一部支給停止者が減免に該当しない。(愛知)

その他

- サラ金等のローンによる生活苦は対象外。(佐賀)
- 保証かぶり等の返済で本当に生活ができない状況の家庭が減免対象にならないこと(借金が考慮されず収入はあるから)(長崎)
- 事務職員がたいへんです(埼玉)

(4) 減免制度改善のために必要なこと (あるだけ○)

ア 家計収入基準の緩和	27 校	41.5%
イ 添付書類の簡素化	29 校	44.6%
ウ 減免適用の遡及	13 校	20.0%
エ 減免制度の広報の徹底	14 校	21.5%
オ 成績基準をなくす	4 校	6.2%
カ 地方交付税の授業料収入基準を 95%から 90%程度に引き下げる	6 校	9.2%
キ その他	3 校	4.6%

〈その他〉の記述から

- 随時受付、学校決定者の範囲拡大(埼玉)
- 半額減免制度を設ける(長野)
- とにかく枠を増やす(静岡)

6. 奨学金制度について

	02 年度	03 年度	04 年度 (12 月末現在)
日本育英会	574 人 (1.54%)	882 人 (2.35%)	978 人 (2.66%)
各県育英会	207 人 (0.56%)	464 人 (1.24%)	655 人 (1.78%)
その他	314 人 (0.84%)	203 人 (0.54%)	357 人 (0.97%)
合計	1095 人 (2.94%)	1549 人 (4.14%)	1990 人 (5.41%)

県育ある 北海道 埼玉 横浜市 長野 岐阜 静岡 愛知 京都府 京都市 大阪市
 和歌山 山口 香川 佐賀 長崎
 県育ない 青森

(1) 現行奨学金制度について

緊急に改善すべきと思われるもの(3つまで)

ア 成績基準をなくす	17校	26.2%
イ 家計収入基準を緩和する	15校	23.1%
ウ 手続き書類を簡素化する	37校	56.9%
エ 広報の徹底	10校	15.4%
オ 貸与制から給付制にかえる	16校	24.6%
カ 年度途中も申請できるようにする	23校	35.4%
キ 受給中の者が留年しても停止せず、卒業するまで支給する	6校	9.2%
ク その他	6校	9.2%

〈その他〉の記述から

- スカラネットの入力が、希望者が多いとたいへんである。(北海道)
- 学校を通して行う事務を減らしてほしい(愛知)
- 貸与制度は現社会情勢の中ではなじまない。減免制度のように現金が動かない方がよい(京都府)
- 高校の担当者の書類点検負担をなくす。本人と育英会直接のやりとりにならないものか(京都市)
- インターネット入力(書類の提出もあるうえに、インターネットで入力するのはどうなのか)(大阪市)

(2) 日本育英会「緊急採用奨学金制度」(99年度から実施)の対象になった生徒

02年度	03年度	04年度(12月末現在)
13人	28人	28人

〔主な理由〕

- 家計支持者の解雇(北海道・青森・佐賀・大阪市・滋賀・静岡)
- 父親、保護者のリストラおよび病気(青森・秋田・香川)
- 母子家庭、会社の業績が下がり、給料上がらず(新潟)
- 主な生計者の失踪(佐賀)
- 収入の減による(香川)
- 家計状態の悪化(失職およびそれに伴う転職のため)(和歌山)

(3) 大学・専門学校などの予約奨学金制度の内定者・希望者

	内定者	希望者
第一種奨学金(無利子制)	368人	849人
第二種奨学金(有利子制)	904人	807人

※希望者数が未記入の学校あり

〔予約奨学金制度の問題点〕

- 募集期間の延長を考えるとほしい(〆切後に希望する者も幾人か出ている)(北海道・青森)
- 奨学金学校担当者(教員)が奨学金業務に関わる時間が多い。(青森)

- 担当者の事務手続き業務が繁雑である。（青森）
- 二種の3%（固定）の利息は、国民生活金融公庫の1.65%（変動）よりかなり高い。（新潟）
- 募集期間が早くて短すぎる。（岐阜）
- 申込期日がもう少し遅い方がよい。（岐阜）
- 募集が1回になり、申し込みにくくなった。（静岡）
- 申請事務の窓口を学校が代行することの是非。（愛知）
- 大学入学後に申請するように変更してほしい。（愛知）
- 高校で対応する必要はない。学校がしなければならないことはほとんどなくなった。返済能力が明らかでない場合でも、書類のみでパスする。（京都府）
- 日本育英会が日本学生支援機構に代わり、東京一局化した。それに伴い昨年度との手続きの変更や、申込み方法の変更など昨年通りにできることは1つもなかった。その上、昨今の経済状況から申込み者が多く、変更内容の連絡徹底から申込み手続きに至るまで（書類点検の際、収入基準にかなっているかの状況チェックもすべて担当者にまかされる）を一人の担当者が、日常の授業と他の校務を行いつつ処理しなければならない。校内的な問題も大きいとはいえ、上記（ ）内の負担は非常に大きい。（大阪市）
- 申し込み時期が春から夏までなので、秋以降に希望者が出た場合、申し込むことができない。申し込み時期が在学の奨学金と重なっているため、予約奨学金希望者70数名と、在学奨学金希望者のインターネット入力を、限られた日程で行わなければならない。（大阪市）
- 今年から日本学生支援機構がインターネットでの申し込みと推薦を実施しているが、事務が繁雑なうえにネットがビジー状態になり、うまくいかない場合もあった。締め切り日までが短すぎて仕事が多忙化した。（大阪市）
- 募集期間が4～5月のため、生徒の予約奨学金に対する意識が薄く、募集期限の後、尋ねてくる生徒がいる。（大阪市）
- 募集時期が早い。進学決定が遅くなってしまった場合に応募できない場合が起こっている。就職も進学も困難な状況が起こる可能性がある。すべての専門学校が奨学金貸与対象校になっていない。（和歌山）
- 予約でありながら5月末からしか支給されない。（和歌山）
- 併用申し込み等多くあって、正確な記入ができない（島根）
- 独立行政法人化され、各人がコンピュータを使って申し込むので、学校を通す必要がないと思う。（山口）
- 生徒がネットにより申し込みすることとなり、手続きが難しくなった。審査基準がきびしい。（香川）
- ①1学期中の募集では、担任の指導がないとなかなか応募しなく、進学ギリギリの12月以降に予約奨学金がないかと言ってくる。その時点ではもう各種奨学金は終了している。②奨学金の成績、家計収入の基準が高い。（佐賀）
- 担当者の事務手続きが大変である。第一種の成績基準を下げしてほしい。（佐賀）
- 手続きが煩雑すぎる。適用できる学校とそうでない学校がわかりにくい（長崎）

7. 修学奨励金等について（定時制のみ）

（1）修学奨励金を受給している生徒（定時制のみ）

02年度	03年度	04年度（12月末現在）
78人（4.18%）	77人（2.94%）	87人（3.50%）

（2）修学奨励金制度の問題点

- とても良い制度である。これからも継続してほしい。（青森）
- 月々の授業料等の支払いに利用したくても、遅れてまとまってくるため利用できない。（愛知）
- 退学→全額返還（佐賀）
- 奨励金は中途退学者からは返還させなければいけないが、たいへん困難。教科書・夜食はハローワークの求職受付票のみでOKなので特に問題はない。しかしそれさえも提出せず、教科書代等を払わない生徒もいる。これは基本的に本人の問題であり、制度の問題とは言い難い。（長崎）

（3）教科書代・夜食費補助の対象生徒を限定するような動向

- 全員補助であったものが、2002年度から全学年、就労90日以上となった。その後は今のところなし。国庫補助金削減の方向でもあるようなので、県に対しての補助措置を要求している。（岐阜）
- 以前(2～3年前)は1年生のみに教科書代は支給されていたが、今は仕事をしている(年間90日以上)ものに対してだけ、教科書代が支給されている。（香川）

8. 地方自治体の独自施策について

- 遠距離通学費貸用制度（長野）
- 通学費補助1名（京都府）
- 和歌山県立高等学校特別地域生徒通学費等補助金 2004年度15名支給対象（和歌山）
- 通学費補助2名、下宿生1名あたり年額87,000円。（和歌山）
- 働いて通学に片道8km以上要する生徒に対して、交通機関利用者が最高年額35,000円、原付(自転車含む)生徒が4,500円の補助3名。（和歌山）
- 通学補助制度はあるが、本校は該当者がいない。（長崎）

9. 高校生の就学保障に必要な制度の改善、新たな施策

- 奨学金も受けられない、授業料免除にもならない子どもたちに対し、卒業後収入を得るようになってから授業料を払える制度等の創設。（北海道）
- 授業料減免生徒についての「その他の納付金」の納付免除（長野）
- 公費の増大(本来なら公費負担とすべき部分を私費に頼っている面あり)PTA会費もPTAの組織の運営のみであるならもっと減額できる。その他の私費も徴収の必要がなくなる。（愛知）
- 高校の授業料の無償化（京都府）
- 高校入学時にも相当な費用がかかるため、入学支度金のような制度が必要である。運動部等については遠征費、強化宿費、試合等に多額の費用がかかるため、かなりの自己負担金が必要になり、経済的に裕福でなければ活動しにくいと思われる。（和歌山）
- 公立高校の授業料無償を全国に先駆けて和歌山県がすべきである。「全国に先駆けて…」が和歌山は好きである。（和歌山）
- ドイツのように、教育費は全額無償とすべきと考える。（和歌山）

10. 担当者として感じること

- 平気で納入の約束を反故にする保護者、居直る保護者、誠意が通じません。支払い能力があるのに支払わない者、怒りを覚えます。勉学を続けたいと願う子どもたちを救えないもどかしさ。(北海道)
- 金銭的に困っている状況ではないが、理由なく納入が遅れるケースが見られる。(青森)
- 滞納者の保護者に学校に来て説明をし(免除制度や奨学金)、期限を決めて納入日をお願いするが、約束はなかなか守ってもらえないし、連絡もなく困っている。毎月滞納者が多く、納入の督促をする件数が増えている。保護者の家計がしっかりしていれば納入率も上がるであろうが、不況で仕事もないような状況(青森県は有効求人倍率が全国最下位)では、せつかく免除をしても諸会費等の納入も困難ではないかと思っている。(青森)
- 不況による自営業者の収入減少で、減免申請するケースが本校では増えている。(青森)
- 来年度から授業料値上げとなり、保護者の負担が増加する。保護者には減免制度や奨学金の申請をするなどして、生徒の修学に支障がないよう、このような制度を利用してもらいたい。未納者への対応が、担当者だけでなく先生方からも協力を得ることができ、たいへん助かっている。(秋田)
- 生徒が家計の状況を正しく理解していない(携帯やおしゃれなどにはお金を使っているように感じる)。以前に比べるとサラ金等のローン返済が多くなっている。それに伴い、自己破産や債務整理をするケースが増えている。(埼玉)
- 滞納が続く生徒には、減免制度、奨学金制度のチラシを配るのですが、全く当方(担当者)に返事がない場合がある。担任からも保護者に連絡を取ってもらったりしているが、返事がないまま数ヶ月分を現金で納付したりする。(横浜市)
- 母子家庭や父子家庭が年々多くなっている。(長野)
- 家庭崩壊が進む中で母子家庭が増えていることはもちろんだが、保護者が存在するにもかかわらず、家庭的・経済的な支援が受けられない生徒が増えてきている。(岐阜)
- 離婚・失業などで年度途中からの減免者が増えている。なかなか保護者と話ができず、やっと納入の約束をしても納入期日に払い込まれない。楽な学校、困難な学校と大きな格差がある。(愛知)
- 教員の安易な計画。家庭の経済状況を考えていないし、わかっていない。自分の生活レベルだと思っている。例えば、修学旅行に10万円を越えるような場所を計画するが、減免率が10%を越えていることすら理解しない。安易な模試の設定など、学校としてよく考えないといけない。教育と名が付けば、親はお金を出すとまだ思っている。徴収事務をやっている者は、3割を越える保護者が、何らかの手だてを講じないと入らない状況では、しんどさしか感じない。(京都府)
- 経済状況の苦しい家庭が年々増加してきていることを実感します。(大阪市)
- 毎年奨学金希望者が増加している中、採用状況が難しくなっているように思われます(特に給付の場合)。生徒が安心して学ぶことができるよう、採用者を増やしていただければと思います。(大阪市)
- 給与所得者のリストラによる失業、自営業者の大幅収入源などにより減員や奨学金を必要とする生徒が急増し、係の仕事も多忙化が著しい。それぞれ許可人数の枠の拡大が望まれる。(大阪市)
- 授業料減免生徒数が増加している。リストラやそれに近い理由で転職を余儀なくされる場合があり、経済的に悪くなるケースが徐々に増えている。授業料減免者数に比べ、奨学金貸与者数が少ない。奨学金といえども借金なので、貸与を躊躇していると思われる。生徒も保護者も安心して貸与できる制度の新設・改訂をお願いしたい。返済の書類をもっと簡略化してほしい。保証人を探すのさえ困難な場合がある。(和歌山)
- 本当に授業料を払えないのなら減免を受けるべきであって、払わないからと言って取り立てが厳しいわけでもないで、お金の使い方の優先順位が後ろの方になっている気がします。子どものことを考えると、まずは授業料を確保すべきである。(和歌山)
- 全体として親の失業等、家庭の経済状況が悪化している。そのため進学を諦めさせている生徒もある。(和歌山)
- 携帯電話の普及が親子共に悪影響を与えていると思う。お金の使途の優先順位が変になってきていると思う。昔は、何より学校(公)のものは払わなければならないという意識があったが、最近特に「仕方ない、公のものは後

で」という考えの親が増えてきたように感じる。(香川)

- 親の経済的状況はだんだんと厳しくなっている。それは4年制の大学への進学する割合が減ってきていることからよくわかる。大学へ進学したくても、家の経済的理由によって止めるというケースが多くなってきたからである。今後、子どもたちの夢を経済的な問題で断念させないような政策が強く望まれる。(香川)
- 減免対象者は母子家庭が多い(7割強)。(香川)
- PTA、部活等の金額をもっと減額すべき。研究会費、部会費等の負担金は職員の自己負担とすべき。(佐賀)
- 本校では諸納金をできるだけ安くしたり、修学奨励金等の補助や免除も受けやすくしているが、その手続きをとらないまま未納の生徒もあり、たいへんな労力を使っている。(長崎)

日本高等学校教職員組合

〒102-0084

東京都千代田区二番町1-2-1 全国教育文化会館2階

Tel 03-3230-0284 Fax 03-3230-1569

E-mail : nikkokyo@nikkokyo.zenkyo.org

<http://www.nikkokyo.org>